

久御山町上下水道事業経営審議会条例

令和 2 年 3 月 26 日

条例第 3 号

(設置)

第 1 条 久御山町の水道事業及び下水道事業（以下「上下水道事業」という。）の効率的かつ円滑な経営を図るため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、久御山町上下水道事業経営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、上下水道事業の管理者の権限を行う町長（以下「町長」という。）の諮問に応じ、上下水道事業の経営に関する事項その他上下水道事業に関し、必要な事項について調査及び審議を行い、町長に答申する。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 8 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 上下水道事業に関し優れた識見を有する者
- (3) 公募による住民
- (4) 前各号に掲げる者のほか、町長が適当と認める者

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に、会長及び副会長を置き、それぞれ委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長（会長が定められていない場合にあっては、町長）が招集し、会長がその議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議において議決すべき案件があるときは、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、会議において必要があると認められるときは、関係人その他の委員以外の者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(部会)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、部会を設けることができる。

2 部会は、会長の指名する委員で組織する。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、事業環境部上下水道課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか審議会の運営に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則 抄

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年条例第3号)

この条例は、令和4年4月1日から施行する。